

地方消費者行政の充実・強化に向けた重点事項

1. 消費生活センターを全県的に配置

○ 地域における消費生活の安全・安心の拠点。

※ 7県（青森県、岩手県、栃木県、群馬県、埼玉県、兵庫県、徳島県）で全市町村で設置（平成30年4月1日）

※ 広域連携の活用

2. 県内全高校で消費者教育教材「社会への扉」を用いた授業を実施

○ 成年年齢引下げ（18歳）への対応として、若者への消費者教育は喫緊の課題。

※ 徳島県では、平成29年度に県内全高校（公立、私立、定時制、特別支援学校）で同教材を用いた授業を実施。

3. 「消費者安全確保地域協議会」を人口5万人以上の全市で設置

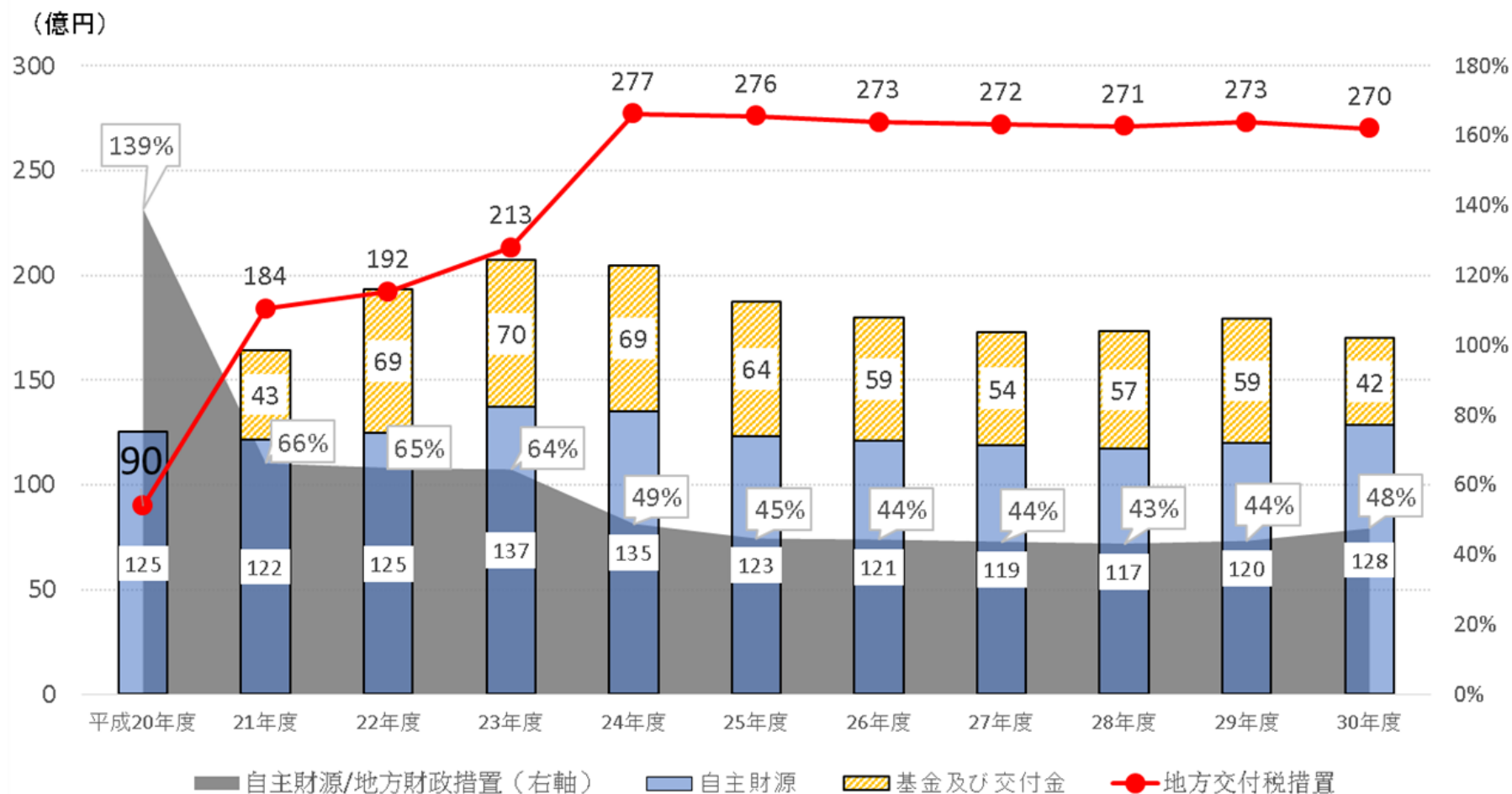
○ 高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐ。

○ 地方公共団体、地域の関係者が連携し、地域で見守る体制を構築。

※ 全国193地方公共団体で設置（人口5万人以上の市町は92市町）（平成30年12月末現在）

地方消費者行政予算の推移

- 消費者庁創設以来、地方交付税措置が増額された一方、地方の自主財源は概ね横ばい。
- 地方交付税措置に対して、交付金を除く地方の自主財源は50%を下回っている。



(注) 地方交付税措置は、国から地方に交付される普通交付税(単位費用)における消費者行政経費